

ID: 740

担当部署: 生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課

処分の概要	地縁による団体の認可の取消し		
法令名称 根拠条項	地方自治法 第260条の2第14項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】 法第260条の2第2項及び第14項の規定による。 第260条の2 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 (4) 規約を定めていること。 14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日